

会則検討委員会（持ち回り審議）議事録

開催日： 2022年10月14日～10月16日
開催形態：メールによる持ち回り審議
参加委員：水野圭一郎（委員長）、川人伸次、柴崎雅志、増江達彦
審議結果：定款施行細則改定案を理事会に提出する
議事録： 現行の定款施行細則で定める指名理事の規定は、理事立候補者が定員を大幅に下回った場合、理事会運営が困難になることが心配されたことから補充を可能にする点と、新たに選出された理事長が学会運営を円滑に進めるために必要と考える人材の理事への登用を可能にする点の2点を考慮して定めたものであった。しかし、手続き上の煩雑さから、指名理事のあり方について先日開催された理事会で検討され、会則検討委員会で改定案を立案することになった。最初から指名理事ありきで理事を選出するのではなく、理事数が不足する場合に限定して指名理事を選考する改定案を作成したので審議を求める。 ・ 通常の場合は煩雑さを回避でき、必要時のみ後から調整可能となるので賛成する。 ・ 問題ないと考えるが、「理事立候補者が10名以下の場合」とする根拠は？ → 理事定員15名の3分の2から10名としたが、選挙理事12名、指名理事2名との現行規定を考えると「理事立候補者が12名以下の場合」とするのが良いと考えられるので、そのように修正する。 ・ 「選挙理事」「指名理事」の定義を示す条文がないのは不適切ではないか。 → 一定の条件下（理事立候補者が12名以下の場合で、新たな理事会で選出された理事長、副理事長、財務担当理事が必要と認める場合）で指名理事を選出する。 ・ 理事立候補者が12名以下の場合、公示期間終了と同時に代議員会開催なしに理事が就任して理事会を開催して業務執行理事を選任し、指名理事を選考して、学術集會時に開催される代議員会で選挙理事、指名理事の承認を得るのか。 → 理事立候補者数が定員に満たず無投票当選となった場合でも、理事選任は代議員会の決議事項であるから、選挙理事は定時代議員会終結後に就任する。無投票当選した理事が代議員会の承認を得ずに理事会を開催することはない。指名理事はその後に選出されるため、改めて臨時代議員会を招集する必要がある。 ・ 「定款21条第4号の定めにより理事選任は代議員会の決議事項」の解釈が「代議員会で決めることが出来る」ではなく「必ず代議員会の決議が必要」であるならば、理事選任プロセスは明確であるから、提案を承認する。

日本小児麻酔学会 定款施行細則	
改定案	現行細則

第1条 理事は下記の2つに区分する。 1) 選挙理事 2) 指名理事	第1条 理事は下記の2つに区分する。 1) 選挙理事 2) 指名理事
第2条 <u>理事は、3名以上15名以内、監事は2名を定員とする。</u>	第2条 理事は、「選挙理事」3名以上12名以内、「指名理事」は3名以内を定員とする。指名理事は理事長、副理事長、財務担当理事の合意により指名するものとし、選任は選挙理事、監事、理事長、副理事長および財務担当理事の選出後に行うこととする。
第3条 <u>理事</u>または監事にならんとするものは、公示期間内（代議員会開催日の2ヶ月前から1ヶ月前までの間）に別途定めた書式で理事会に届け出る。なお<u>理事</u>候補者または監事候補者は自薦、他薦は問わないが、自ら届け出ることとし理事候補者は本学会代議員、監事候補者は会員または準会員でなければならない。同一施設からの立候補は1名とする。理事、監事の重複立候補はこれを妨げない。	第3条 選挙理事または監事にならんとするものは、公示期間内（代議員会開催日の2ヶ月前から1ヶ月前までの間）に別途定めた書式で理事会に届け出る。なお選挙理事候補者または監事候補者は自薦、他薦は問わないが、自ら届け出ることとし理事候補者は本学会代議員、監事候補者は会員または準会員でなければならない。同一施設からの立候補は1名とする。理事、監事の重複立候補はこれを妨げない。
第4条 届け出のあった候補者につき理事会は資格審査を行い、代議員会において理事選挙を行う。ただし、資格審査に合格した理事候補者数<u>および監事候補者数</u>が定員と同数もしくはそれ以下のときは無投票当選とする。	第4条 届け出のあった候補者につき理事会は資格審査を行い、代議員会において理事選挙を行う。ただし、資格審査に合格した選挙理事候補者数が定員と同数もしくはそれ以下のときは無投票当選とする。
<u>2. 理事立候補者が12名以下の場合、第3条の定めにかかわらず、新たな理事会で選出された理事長、副理事長、財務担当理事の合意により、理事定員15名を上限として指名理事を選出することができる。</u>	
<u>3. 監事候補者が1名以下の場合、監事定員2名から無投票当選となった監事数を減じ</u>	

<u>た人数を上限として、新たな理事会が公示期間を定めて監事候補者を追加募集する。</u>	
第5条 代議員会における理事の選挙は次の各号に従う。	第5条 代議員会における理事の選挙は次の各号に従う。
1) 選挙にあたって、理事長は代議員2名に選挙管理委員を委嘱し、選挙事務にあたらせる。	1) 選挙にあたって、理事長は代議員2名に選挙管理委員を委嘱し、選挙事務にあたらせる。
<u>2) 投票は別途理事会が用意する投票用紙（電磁的方法を含む）に15名連記で無記名投票とする。投票用紙に記載された候補者数が15名を下回る場合も投票は有効とする。</u>	2) 投票は別途理事会が用意する投票用紙に5名連記で無記名投票とする。
3) 不在者投票及び委任状による投票は認めない。	3) 不在者投票及び委任状による投票は認めない。